

神奈川労働局発表
平30年12月25日(火)

平成30年12月25日

【照会先】

神奈川労働局
職業安定部職業対策課
課長 篠崎 勉
課長補佐 佐々木 暢
地方障害者雇用担当官 斧田 典子
電話 045-650-2801

平成30年 地方公共団体及び地方独立行政法人等における 障害者雇用状況の集計結果

神奈川労働局（以下、「当局」という。）では、このほど、平成30年6月1日現在の地方公共団体の「障害者任免状況」並びに地方独立行政法人等の「障害者雇用状況」の集計結果を取りまとめましたので、公表します。

今回の集計結果は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の規定に基づき、国、地方公共団体及び独立行政法人等に義務付けられている毎年6月1日現在の障害者の任免状況及び雇用状況の通報及び報告を集計したものです。

なお、民間企業における障害者の雇用状況については、データ入力のための作業ツールの不具合により、平成31年3月末までに公表する予定です。

【集計結果の主なポイント】

<公的機関>法に基づく障害者雇用率 2.5% (2.3%)

ただし、県の教育委員会は2.4% (2.2%)

- ・ 県の機関:雇用障害者数 290.5人(286.0人)、実雇用率 2.71% (2.70%)
- ・ 市町村等の機関:雇用障害者数 1,856.0人(1,751.5人)、実雇用率 2.32% (2.20%)
- ・ 県の教育委員会:雇用障害者数 345.5人(376.5人)、実雇用率 1.53% (1.66%)

<地方独立行政法人等>法に基づく障害者雇用率 2.5% (2.3%)

- ・ 雇用障害者数 118.0人(102.5人)、実雇用率 2.11% (1.94%)

※ () は前年の値

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 公的機関における在職状況

（1）県の機関（法定雇用率 2.5%）

県の機関に在職している障害者の数は 290.5 人で前年より 1.6%（4.5 人）増加しており、実雇用率は 2.71%と前年に比べ 0.01 ポイント上昇した。

5 機関のうち 3 機関が達成。

[総括表 1（1）、詳細表 1（1）、3（1）]

（2）市町村等の機関（法定雇用率 2.5%）

市町村等の機関に在職している障害者の数は 1,856.0 人で前年より 6.0%（104.5 人）増加しており、実雇用率は 2.32%と前年に比べ 0.12 ポイント上昇した。

35 機関中 17 機関が達成。

[総括表 1（2）、詳細表 1（2）、3（3）]

（3）県の教育委員会（法定雇用率 2.4%）

県の教育委員会に在職している障害者の数は 345.5 人で、前年に比べ 8.2%（31.0 人）減少しており、実雇用率は 1.53%と前年に比べ 0.13 ポイント下降した。

[総括表 1（3）、詳細表 3（2）]

2 地方独立行政法人等における雇用状況

地方独立行政法人等（法定雇用率 2.5%）に雇用されている障害者の数は 118.0 人で、実雇用率は 2.11%であった。

7 法人中 5 法人が達成。

[総括表 2、詳細表 2、3（4）]

平成30年6月1日現在における障害者の雇用状況(総括表)

1 地方公共団体における在職状況

(1) 県の機関(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
県の機関	10,700.0 人	290.5 人	2.71 %	3 / 5	60.0 %
	(10,598.0 人)	[225 人] (286.0 人)	(2.70 %)	(3 / 4)	(75.0 %)

※[]は実人員。以下同じ。

※県の機関のうち未達成であった1機関は、8月21日に神奈川県知事部局と特例認定を受けた。

(2) 市町村等の機関(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
市町村等の機関	79,844.0 人	1,856.0 人	2.32 %	17 / 35	48.6 %
	(79,482.0 人)	[1,366 人] (1,751.5 人)	(2.20 %)	(27 / 35)	(77.1 %)

※市町村等の機関のうち未達成であった1機関は、公表日時点で達成済み。

(3) 県の教育委員会(法定雇用率2.4%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
県の教育委員会	22,591.0 人	345.5 人	1.53 %	0 / 1	0.0 %
	(22,679.0 人)	[241 人] (376.5 人)	(1.66 %)	(0 / 1)	(0.0 %)

2 地方独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
地方独立行政法人等	5,595.5 人	118.0 人	2.11 %	5 / 7	71.4 %
	(5,297.0 人)	[97 人] (102.5 人)	(1.94 %)	(3 / 6)	(50.0 %)

- 注 1 1の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人とカウントしている。
①平成27年6月2日以降に採用された者であること。
②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得された者であること。
- 4 法定雇用率2.4%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 ()内は、平成29年6月1日現在の数値(本年10月22日公表の再点検結果(P.10【参考資料】参照)を反映したものである。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 6 この集計は、12月18日時点の集計結果に基づき作成した。
- 7 「地方独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第9号及び第10号の法人を指す。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- | | | | |
|---------------|-------|---|---|
| ○ 民間企業 | …… | { | 一般の民間企業 …………… 2. 2% [2. 0%]
(45.5人 [50人] 以上規模の企業)
特殊法人等 …………… 2. 5% [2. 3%]
┌ 労働者数40人 [43.5人] 以上規模の特殊法人、
└ 独立行政法人、国立大学法人等 |
| ○ 国、地方公共団体 | …………… | | 2. 5% [2. 3%]
(40人 [43.5人] 以上規模の機関) |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | …………… | | 2. 4% [2. 2%]
(42人 [45.5] 以上規模の機関) |

※ () 内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※ [] 内は、平成30年3月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間勤務職員（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

①平成27年6月2日以降に採用された者であること

②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

詳細表

1 地方公共団体における在職状況

(1) 県の機関 (法定雇用率2.5%)

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E ÷ ② × 100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員(注5)	E. 計 A × 2 + B + C + D × 0.5	F. うち新規雇用分			
県の機関	機関 5 (4)	人 10,700.0 (10,598.0)	人 77 (76)	人 16 (14)	人 109 (113)	人 23 (14)	人 290.5 (286.0)	人 7.0 (9.5)	% 2.71 (2.70)	機関 3 (3)	% 60.0 (75.0)

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a × 2 + b + c + d × 0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a × 2 + b + c + d × 0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. dのうち、(注5)に該当する職員	f. 計 c + (d - e) × 0.5 + e	g. うち新規雇用分
県の機関	人 290.5 (286.0)	人 77 (76)	人 16 (14)	人 102 (110)	人 19 (11)	人 281.5 (281.5)	人 6.0 (8.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 3 (3)	人 1.5 (1.5)	人 0.0 (1.5)	人 7 (3)	人 1 (0)	人 0 (-)	人 7.5 (3.0)	人 1.0 (0.0)

[1 (1) ①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員」については法律上、1人を0.5人に相当する者としており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、以下注4に該当する者については、1人分としてカウントしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者を含む。
①平成27年6月2日以降に採用された者であること。
②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 D欄の精神障害者である短時間勤務職員とは、精神障害者である短時間勤務職員のうち、注4に該当しない者である。
- 6 F欄の「うち新規雇用分」は平成29年6月2日から平成30年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 () 内は平成29年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 8 この集計は、12月18日時点の集計結果に基づき作成した。

[1 (1) ②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③のe欄及び④のf欄の計である。
- 2 ②③のa欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③のd欄の重度以外身体障害者及び知的障害者並びに④のe欄(注5参照)に該当しない精神障害者である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、④のf欄を算出するに当たり0.5カウントしている。
- 4 ②③のa、c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のb、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 5 ④のe欄の職員とは、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者である。
①平成27年6月2日以降に採用された者であること
②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 6 ②③のf欄及び④のg欄の「うち新規雇用分」は平成29年6月2日から平成30年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 () 内は平成29年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 8 この集計は、12月18日時点の集計結果に基づき作成した。

(2) 市町村等の機関（法定雇用率2.5%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E ÷ ② × 100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員(注5)	E. 計 A × 2 + B + C + D × 0.5	F. うち新規雇用分			
市町村等の機関	35 (35)	79,844.0 (79,482.0)	510 (494)	22 (20)	794 (718)	40 (51)	1,856.0 (1,751.5)	94.5 (89.0)	2.32 (2.20)	17 (27)	48.6 (77.1)

注 1 (1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a × 2 + b + c + d × 0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a × 2 + b + c + d × 0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. dのうち、(注5)に該当する職員	f. 計 c + (d - e) × 0.5 + e	g. うち新規雇用分
市町村等の機関	1,856.0 (1,751.5)	507 (491)	22 (20)	624 (592)	26 (31)	1,673.0 (1,609.5)	56.0 (68.5)	3 (3)	0 (0)	61 (44)	10 (4)	72.0 (52.0)	23.5 (14.0)	98 (82)	15 (16)	11 (-)	111.0 (90.0)	15.0 (6.5)

注 1 (1)②の表と同じ

2 地方独立行政法人等における雇用状況（法定雇用率2.5%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E ÷ ② × 100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者（注4）	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者（注5）	E. 計 A × 2 + B + C + D × 0.5				F. うち新規雇用分
地方独立行政法人等	7 (6)	5,595.5 (5,297.0)	22 (20)	2 (4)	71 (57)	2 (3)	118.0 (102.5)	30.5 (18.5)	2.11 (1.94)	5 (3)	71.4 (50.0)

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a × 2 + b + c + d × 0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a × 2 + b + c + d × 0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. dのうち、(注5)に該当する労働者	f. 計 c + (d - e) × 0.5 + e	g. うち新規雇用分
地方独立行政法人等	118.0 (102.5)	19 (17)	2 (4)	24 (25)	2 (1)	65.0 (63.5)	13.5 (6.5)	3 (3)	0 (0)	12 (9)	0 (0)	18.0 (15.0)	3.0 (3.0)	30 (23)	5 (2)	5 (-)	35.0 (24.0)	14.0 (9.0)

[2①の表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下注4に該当する者については、1人分としてカウントされる。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。
①平成27年6月2日以降に採用された者であること。
②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者である。
- 6 F欄の「うち新規雇用分」は、平成29年6月2日から平成30年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は平成29年6月1日現在の数値である。
- なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 8 この集計は、12月18日時点の集計結果に基づき作成した。

[2②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③のe欄及び④のf欄の計である。
- 2 ②③のa欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、f欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③のd欄の重度以外身体障害者及び知的障害者並びに④のe欄（注5参照）に該当しない精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ④のe欄の職員とは、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者である。
①平成27年6月2日以降に採用された者であること
②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 6 ②③のf欄及び④のg欄の「うち新規雇用分」は平成29年6月2日から平成30年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は平成29年6月1日現在の数値である。
- なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 8 この集計は、12月18日時点の集計結果に基づき作成した。

※「地方独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。

3 公的機関の各機関の状況

(1) 県の機関の状況（法定雇用率2.5%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	10,700.0	290.5	2.71	15.0	
神奈川県知事部局	7,464.0	222.5	2.98	0.0	
神奈川県企業庁	1,000.5	28.0	2.80	0.0	
神奈川県議会議会局	79.5	2.0	2.52	0.0	
神奈川県警察本部	2,114.0	38.0	1.80	14.0	
神奈川県監査事務局	42.0	0.0	0.00	1.0	注4

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間勤務職員である精神障害者（平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者）については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 神奈川県監査事務局においては、8月21日に神奈川県知事部局と特例認定を受けた。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

特例認定一覧(都道府県知事部局)

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)		
神奈川県	神奈川県監査事務局	H30.8.21認定	

(2) 県の教育委員会の状況（法定雇用率2.4%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
神奈川県教育委員会	22,591.0	345.5	1.53	196.5	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間勤務職員である精神障害者（平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者）については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(3) 市町村等の機関の状況 (法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算 定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	79,844.0	1,856.0	2.32	146.5	
横浜市	34,940.0	843.0	2.41	30.0	特例認定あり(注4)
川崎市	14,630.5	350.5	2.40	14.5	特例認定あり(注4)
相模原市	6,564.5	88.5	1.35	75.5	特例認定あり(注4)
横須賀市	3,399.0	81.0	2.38	3.0	特例認定あり(注4)
平塚市	2,117.0	49.0	2.31	3.0	特例認定あり(注4)
鎌倉市	1,270.0	33.5	2.64	0.0	特例認定あり(注4)
藤沢市	2,464.5	61.5	2.50	0.0	特例認定あり(注4)
小田原市	1,622.5	37.0	2.28	3.0	特例認定あり(注4)
茅ヶ崎市	1,737.5	40.5	2.33	2.5	特例認定あり(注4)
逗子市	492.5	13.0	2.64	0.0	特例認定あり(注4)
三浦市	357.0	9.0	2.52	0.0	特例認定あり(注4)
秦野市	1,013.0	23.5	2.32	1.5	特例認定あり(注4)
厚木市	1,712.0	40.5	2.37	1.5	特例認定あり(注4)
大和市	1,556.0	35.5	2.28	2.5	特例認定あり(注4)
伊勢原市	592.0	11.5	1.94	2.5	特例認定あり(注4)
海老名市	675.5	16.0	2.37	0.0	特例認定あり(注4)
座間市	744.0	17.5	2.35	0.5	特例認定あり(注4)
南足柄市	299.0	10.0	3.34	0.0	特例認定あり(注4)
綾瀬市	528.5	12.0	2.27	1.0	特例認定あり(注4)
葉山町	323.5	15.0	4.64	0.0	
寒川町	312.5	6.0	1.92	1.0	
大磯町	247.0	6.0	2.43	0.0	
二宮町	207.0	6.0	2.90	0.0	
中井町	103.0	2.0	1.94	0.0	
大井町	133.0	3.0	2.26	0.0	
松田町	126.5	5.0	3.95	0.0	
山北町	181.5	3.0	1.65	1.0	
開成町	123.0	3.0	2.44	0.0	
箱根町	291.0	8.0	2.75	0.0	
真鶴町	108.0	3.0	2.78	0.0	
湯河原町	226.0	4.0	1.77	1.0	注5
愛川町	304.5	7.0	2.30	0.0	
清川村	100.0	0.5	0.50	1.5	
神奈川県内広域水道企業団	226.5	4.0	1.77	1.0	
三浦市立病院	116.0	7.5	6.47	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間勤務職員である精神障害者（平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者）については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
- 5 湯河原町においては、11月1日現在において、障害者の数5.0人、実雇用率2.20%、不足数0.0人となっている。

特例認定一覧(市町村長部局)

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)			
横浜市	横浜市教育委員会	横浜市水道局	横浜市医療局病院経営本部	横浜市交通局
川崎市	川崎市教育委員会	川崎市上下水道局	川崎市病院局	川崎市交通局
横須賀市	横須賀市教育委員会	横須賀市上下水道局		
平塚市	平塚市教育委員会	平塚市民病院		
鎌倉市	鎌倉市教育委員会			
藤沢市	藤沢市教育委員会			
小田原市	小田原市教育委員会	小田原市水道局		
茅ヶ崎市	茅ヶ崎市教育委員会			
逗子市	逗子市教育委員会			
相模原市	相模原市教育委員会			
三浦市	三浦市教育委員会			
秦野市	秦野市教育委員会			
厚木市	厚木市教育委員会	厚木市病院事業		
大和市	大和市教育委員会			
伊勢原市	伊勢原市教育委員会			
海老名市	海老名市教育委員会			
座間市	座間市教育委員会	座間市上下水道局		
南足柄市	南足柄市教育委員会			
綾瀬市	綾瀬市教育委員会			

(4) 地方独立行政法人等の状況（法定雇用率2.5%）

	① 法定雇用障害者数の算定 の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
地方独立行政法人等合計	5,595.5	118.0	2.11	19.5	
横浜市住宅供給公社	140.0	1.0	0.71	2.0	
川崎市住宅供給公社	81.0	2.0	2.47	0.0	
神奈川県住宅供給公社	86.0	2.0	2.33	0.0	
公立大学法人横浜市立大学	2,711.0	67.5	2.49	0.0	
公立大学法人神奈川県立保健福祉大学	129.0	3.0	2.33	0.0	
地方独立行政法人神奈川県立病院機構	2,211.5	37.5	1.70	17.5	
地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所	237.0	5.0	2.11	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。
また、短時間労働者である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間労働者である精神障害者（平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者）については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

【参考資料】

◎平成 29 年 6 月 1 日時点の地方公共団体及び地方独立行政法人等における障害者雇用状況について

本公表資料において、地方公共団体及び地方独立行政法人等について、平成 30 年 6 月 1 日時点の障害者雇用状況との比較対照のために掲載している平成 29 年 6 月 1 日時点の数値は、「神奈川県の機関、市町村の機関、神奈川県の教育委員会及び地方独立行政法人等における平成 29 年 6 月 1 日現在の障害者の任免状況等の再点検結果について」（平成 30 年 10 月 22 日公表。以下「再点検結果」という。）に基づいております。再点検結果は、次の URL をご覧ください。

<URL>

https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/news_topics/topics/20181022_00013.html